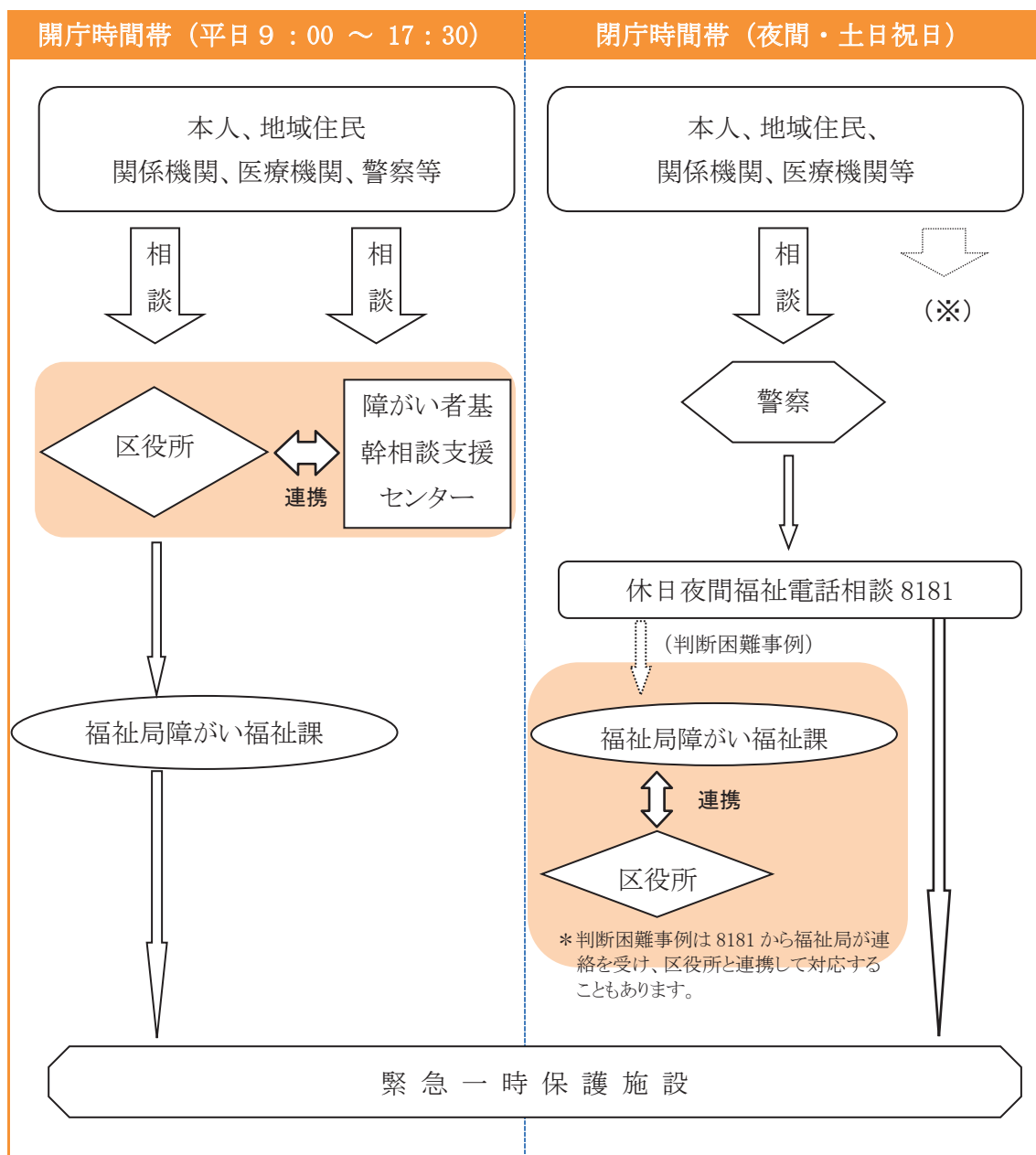


要保護障がい者

（１）一時保護事業利用のながれ



※ 本人を居宅等において支援する者が確保できる場合等は、「夜間・休日等緊急時支援事業」を利用することができます。

なお、相談時間帯にかかわらず、区役所に相談が入った場合は、「平日」フローに基づき対応します。

（２）一時保護事業の利用

ア 一時保護を必要とする事案の発生

（ア）平日

保健福祉センターにおいて、本人や地域住民等からの相談を受け、障がい者の介助者が急病等により不在となる事態が生じているなど、施設での一時的な保護が必要であると判断した場合、当該障がい者の受入先について検討します。

まずは契約による障がい福祉サービス等（特例介護給付等を含む。）の利用、やむを得ない事由による措置を検討します。また、必要に応じて、医療機関への入院等を検討します。いくつかのメニューを検討し、手を尽くしたにも関わらず、障がい者の保護先が確保できない場合、次のすべての要件を満たすことを確認して、保健福祉センターから福祉局障がい福祉課に一時保護事業の利用要請を行います。

確認すべき項目

- ☐ 「虐待」に該当しない（虐待に該当する場合、虐待フローにより対応）
- ☐ 大阪市内の居宅で生活する障がい者等である
- ☐ 現在、入所施設、グループホーム、医療機関に入所・入院していない者である
- ☐ 障がい者の身体的・精神的状況から、直ちに一時保護を行わなければ、日常生活の継続に支障を来す状況にあると判断している
- ☐ これまで介助者と同居して生活していたが、介助者が急病その他緊急かつやむを得ない事由により不在となった者である
- ☐ 契約による障がい福祉サービス等（特例介護給付等を含む。）の利用や、やむを得ない事由による措置による対応を検討したが、受入先を確保できなかった（※）
- ☐ 直ちに治療が必要な身体状況ではない
- ☐ 入院治療が必要と推測される精神状況ではない
- ☐ 施設に一定期間入所すること、今後の生活について区役所や障がい者基幹相談支援センター等と相談しながら決めていくことに本人が納得している
- ☐ 入所後は、施設の規則に従うことになり、自由な外出や外部との通信が制限されること、集団生活であることを納得している
- ☐ 本人を一時保護施設に移送することが可能である

（※）夜間・土日祝日等、区役所が閉庁している時間帯である場合は除く。

（イ）夜間・土日祝日

警察が相談を受け、休日夜間福祉電話相談 8181 に連絡します。休日夜間福祉電話相談 8181 は、上記「確認すべき要件」を点検し、一時保護施設入所の段取りを行います。翌開庁日の午前中に、休日夜間福祉電話相談 8181 及び福祉局障がい福祉課から保健福祉センターに事案の概要を連絡しますので、保健福祉センターは入所した要保護障がい者への対応を早急に開始します。

休日夜間福祉電話相談事業の実施により、通常、夜間・土日祝日は保健福祉センターが介在せず一時保護が行われますが、判断困難事例は、休日夜間福祉電話相談 8181 から福祉局障がい福祉課に連絡がありますので、保健福祉センターにて対応をお願いします。（具体的には、休日夜間福祉電話相談 8181 から福祉局障がい福祉課に連絡が入り、福祉局障がい福祉課から保健福祉センターが登録する緊急携帯に連絡いたします。保健福祉センターは福祉局障がい福祉課と連携して対応します。）

なお、本人を居宅等において支援する者が確保できる場合等は、「大阪市夜間・休日等緊急時支援事業」を活用することもできます。

※大阪市夜間・休日等緊急時支援事業とは

在宅において家族の介助を受けて生活していた障がい者が、家族の急病などで緊急に支援が必要な状態となったものの、休日・夜間のため障がい福祉サービスの支給申請ができないなどにより障がい福祉サービス等を利用できない場合に、指定障がい福祉サービス事業者等の従業者が居宅を訪問する等して介助等の支援を行ったときに、その時間数（障がい福祉サービス等の支給決定等を行う日までの原則通算 72 時間以内に限る。）に応じて所定の経費を支給する事業。

詳細については、令和 2 年 1 月 29 日付け事務連絡「大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業の実施について（通知）」を参照。

イ 一時保護施設の利用申し込み

一時保護施設の利用にあたり、次の情報を福祉局障がい福祉課に連絡します。

提供すべき情報

- ☐ 氏名、生年月日等の障がい者の基本情報
- ☐ 事案の内容、対応の経過、施設での一時保護の必要性の判断
- ☐ 既往症、現在の傷病、服薬の状況
- ☐ 所持品の確保状況（健康保険証、薬、現金、着替え等）
- ☐ 障がい支援区分、障がいの状況、ADL（歩行、排泄、食事等の個別対応の必要性）

ウ 一時保護施設への移送

(ア) 移送方法

- ・ 土日祝日及び夜間に警察に保護され一時保護を行う場合は、警察署により移送します。
- ・ 保健福祉センターにおいて相談を受けた場合は、原則として保健福祉センター職員が行います。
- ・ 公共交通機関による移送かタクシーによる移送かの判断は、障がい者の状況により保健福祉センターが行います。

(イ) 移送の費用

- ・ 原則、要保護障がい者が負担します。

(ウ) 入所にあたり必要なもの

- ・ 健康保険証、服薬中の薬、現金、着替え等
- ・ 障がい者緊急一時保護依頼書（保健福祉センター作成）

エ 一時保護中の対応

- ・ 一時保護施設利用期間は 14 日以内です。
- ・ あくまでも一時的な保護を目的とする施設であることから、障がい者の自立に向けた支援が適切に行える居所を早急に検討します。保健福祉センターにおいて、障がい者基幹相談支援センターまたは地域活動支援センター（生活支援型）（以下「基幹相談支援センター等」という。）による支援が必要であると認める場合は、「障がい者緊急一時保護施設退所支援等事業」を利用します。
- ・ 入所中に通院加療が必要となった場合は、保健福祉センターが受診対応を行います。経済的に困窮している場合は、生活保護業務主管課と連携し、生活保護の適用について検討します。
- ・ 休日夜間に発病した場合は、保健福祉センターが登録する緊急連絡先に連絡します。

オ 一時保護施設の退所

- ・保健福祉センターは、退所の見通しがたてば速やかに一時保護施設及び福祉局障がい福祉課に連絡します。
- ・退所日は保健福祉センター職員、または基幹相談支援センター等職員が同行し、後日、「要援護者入退所報告書」を受け取ります。